

事務連絡  
平成23年4月5日

各国立大学法人財務担当部課長 殿

文部科学省高等教育局  
国立大学法人支援課

「附属病院セグメントにおける収支の状況」作成要領について

今般、附属病院の経営状況をより適切に説明するため、附属病院セグメント情報を開示する場合には、併せて「附属病院における収支状況」を開示することとしました。

「附属病院における収支状況」は、国立大学法人法第35条（平成15年法律第112号）において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第2項により、毎事業年度作成する財務諸表に添え、文部科学大臣に提出することとされている事業報告書に記載することとなる「附属病院セグメントにおける収支の状況」の作成要領について、別紙のとおり作成しましたのでお知らせします。

<本件担当>

高等教育局国立大学法人支援課

財務分析係 眞鍋、安倍、池田

(直通：03-6734-3767)

## 「附属病院セグメントにおける収支の状況」作成要領

## 1. 「附属病院セグメントにおける収支の状況」の作成目的等

国立大学法人は、平成16年4月に国の施設等機関から法人化されているが、法人移行時に係る固有の会計処理等に起因して生じ、利用者の判断に際して誤解を与える恐れのあるものが利益に含まれていると考えられ、平成21年7月28日付けで国立大学法人会計基準を改訂し関連情報を注記することとしている。

この利益のほとんどが附属病院セグメントで生じるものであることから、今般、附属病院セグメントにおける収支の状況を明らかにし、その財政状況や運営状況をより適切に開示しようとするものである。

したがって、「附属病院セグメントにおける収支の状況」は、一会計期間における収支の状況を一定の活動区分別に表示しなければならない。

## &lt;注&gt; 「附属病院セグメントにおける収支の状況」の位置付けについて

「附属病院セグメントにおける収支の状況」は、一会計期間における収支の状況を一定の活動区分別に表示するものであり、附属病院セグメント情報と同様に附属病院の活動及び国の予算が現金主義であることに対する説明責任を果たすため必要な情報を提供するものである。このような「附属病院セグメントにおける収支の状況」の重要性にかんがみ、国立大学法人等の事業報告書の一部に位置付けられるものとする。

なお、「附属病院セグメントにおける収支の状況」は、附属病院を有する法人が、附属病院における経営状況をより適切に示すため作成するものであり、法人全体を対象として作成するキャッシュ・フロー計算書とは位置付けが異なる。

## 2. 「附属病院セグメントにおける収支の状況」の作成方法

「附属病院セグメントにおける収支の状況」は、国立大学法人会計基準第40の規定に基づく附属病院に係るセグメント情報を基に、減価償却費、引当金繰入額等を控除し、資産の取得、借入金の返済等に要した額を加えることにより作成する。

作成に当たり、控除または加算するものは、以下のとおりとする。

- 1 控除するもの
  - (1) 減価償却費
  - (2) 引当金繰入額（徴収不能引当金繰入額を含む）
  - (3) 資産見返負債戻入
  - (4) 物品受贈益

## 2 加算するもの

- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出
- (2) 有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の取得に充てられた、運営費交付金収入、寄付金収入、受託研究等収入、受託事業等収入、補助金収入又は施設費収入のうち、資産見返負債、前受受託研究費等、前受受託事業費等又は資本剰余金に計上されているもの
- (4) 借入金、リース債務、P F I 債務の返済による支出
- (5) 国立大学財務・経営センター債務負担金の返済による支出
- (6) 借入金による収入

## 3. 「附属病院セグメントにおける収支の状況」の表示区分

- (1) 「附属病院セグメントにおける収支の状況」には、業務活動による収支の状況、投資活動による収支の状況、財務活動による収支の状況及び外部資金を財源として行う活動による収支の状況の区分を設けなければならない。
- (2) 業務活動による収支の状況の区分には、投資活動、財務活動及び外部資金を財源として行う活動以外の取引による収支の状況を記載する。
- (3) 投資活動による収支の状況の区分には、外部資金を財源として行う活動以外の固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等による収支の状況を記載する。
- (4) 財務活動による収支の状況の区分には、外部資金を財源として行う活動以外の資金の調達及び返済による収支の状況を記載する。
- (5) 外部資金を財源として行う活動による収支の状況の区分には、寄附金収入、受託研究等収入及び受託事業等収入を記載する。また、これらを財源として行われる教育研究診療等活动に係る支出を記載する。
- (6) 利息に係る収支の状況については、受取利息及び受取配当金は投資活動による収支の状況の区分に記載し、支払利息は財務活動による収支の状況の区分に記載する。

### <注> 「附属病院セグメントにおける収支の状況」の表示区分について

- 1 「附属病院セグメントにおける収支の状況」においては、一会計期間における収支の状況を業務活動による収支の状況、投資活動による収支の状況、財務活動による収支の状況及び外部資金を財源として行う活動による収支の状況の四つに区分して表示する。
- 1 業務活動による収支の状況の区分には、国立大学法人等の通常の業務の実施に係る収支の状況を表すため、教育研究診療の実施による収入及び支出、投資活動、財務活動及び外部資金を財源として行う活動以外の取引による収支の状況を記載する。

- 3 国立大学法人等に対して国から交付される運営費交付金については、法人がその業務を行うことを前提に、そのための財源として交付される資金であり、損益計算においても法人の業務の遂行によって最終的に収益計上されるものであるので、業務活動による収支の状況の区分に表示する。
- 4 国又は地方公共団体から交付される補助金等については、国立大学法人等が行う業務の財源として交付される資金であり、損益計算書においても法人の業務の遂行によって最終的に収益計上されるものもあるので、業務活動による収支の状況の区分に表示する。
- 5 投資活動による収支の状況の区分には、固定資産の取得など、将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る収支の状況を表すため、附属病院の通常の業務活動の実施の基礎となる固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等による収支の状況を記載する。
- 6 国立大学法人等に対して国又は独立行政法人国立大学財務・経営センターから交付される施設費については、その収入額を投資活動による収支の状況の区分に表示する。
- 7 財務活動による収支の状況の区分には、増減資による収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済による収支の状況を記載する。
- 8 国立大学法人等の場合、準用通則法第47条で余裕金の運用先を安全資産に限ってはいるが、外部資金による資産運用等により利息収入等を見込めることから、利息の表示区分としては、損益の算定に含まれる受取利息及び受取配当金は投資活動による収支の状況の区分に記載し、支払利息は財務活動による収支の状況の区分に記載する。

<注> 業務活動による収支の状況の区分について

業務活動による収支の状況の区分には、例えば、次のようなものが記載される。

- (1) 人件費支出（役員及び教職員に対する報酬又は給与・退職給付の支出）
- (2) その他の業務活動による支出（人件費以外の支出）
- (3) 運営費交付金収入（附属病院運営費交付金、特別運営費交付金、特殊要因運営費交付金、その他の運営費交付金に区分して記載）
- (4) 附属病院収入
- (5) 補助金等収入

<注> 投資活動による収支の状況の区分について

投資活動による収支の状況の区分には、例えば、次のようなものが記載される。

- (1) 診療機器等の取得による支出（有形固定資産の取得による支出のうち(2)以外のもの）

- (2) 病棟等の取得による支出（有形固定資産のうち土地、建物又は構築物の取得による支出及び土地、建物又は構築物に係る建設仮勘定の計上に係る支出）
- (3) 無形固定資産の取得による支出
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入
- (5) 施設費による収入
- (6) 利息及び配当金の受取額

<注> 財務活動による収支の状況の区分について

財務活動による収支の状況の区分には、例えば、次のようなものが記載される。

- (1) 借入れによる収入
- (2) 借入金の返済による支出
- (3) 国立大学財務・経営センター債務負担金の返済による支出
- (4) リース債務の返済による支出
- (5) 利息の支払額

<注> 外部資金を財源として行う活動による収支の状況の区分について

外部資金を財源として行う活動による収支の状況の区分には、次のようなものが記載される。

- (1) 受託研究及び受託事業等の実施による支出（受託研究等経費、受託事業等経費など教育研究診療の実施による支出）
- (2) 寄付金を財源とした活動による支出（寄附金事業など教育研究診療の実施による支出）
- (3) 受託研究及び受託事業等の実施による収入（受託研究等収入、受託事業等収入など教育研究診療の実施による収入）
- (4) 寄附金収入

<注> 人件費支出等の範囲について

業務活動による収支の状況は、附属病院の通常の業務の実施に係る収支の状態を表すため、収支の状況を外部資金によるものを除き支出形態別に記載することとしていることから、人件費支出には寄附金収入、受託研究等収入及び受託事業等収入で雇用した者に対する支出は含まれない。

#### 4. 「附属病院セグメントにおける収支の状況」の様式

「附属病院セグメントにおける収支の状況」の標準的な様式は、次のとおりとする。

「附属病院セグメントにおける収支の状況」  
 (平成00年4月1日～平成00年3月31日)

	金額
I 業務活動による収支の状況(A)	
人件費支出 その他の業務活動による支出 運営費交付金収入 附属病院運営費交付金 特別運営費交付金 特殊要因運営費交付金 その他の運営費交付金 附属病院収入 補助金等収入 その他の業務活動による収入	
II 投資活動による収支の状況(B)	
診療機器等の取得による支出 病棟等の取得による支出 無形固定資産の取得による支出 有形固定資産及び無形固定資産売却による収入 施設費による収入 その他の投資活動による支出 その他の投資活動による収入 利息及び配当金の受取額	
III 財務活動による収支の状況(C)	
借入れによる収入 借入金の返済による支出 国立大学財務・経営センター債務負担金の返済による支出  リース債務の返済による支出 その他の財務活動による支出 その他の財務活動による収入 利息の支払額	
IV 収支合計(D=A+B+C)	
V 外部資金を財源として行う活動による収支の状況(E)	
受託研究及び受託事業等の実施による支出 寄附金を財源とした活動による支出 受託研究及び受託事業等の実施による収入 寄附金収入	
VI 収支合計(F=D+E)	

<注>業務活動、投資活動、財務活動及び外部資金による活動の区分について

国立大学法人等に収支があった場合に、これを業務活動、投資活動、財務活動及び外部資金による活動の4つの区分のうちのいずれに記載するかについては、当該収支をもたらした活動をもとに判断することになる。

運営費交付金で固定資産を購入した場合と、寄附金で固定資産を購入した場合を例として考える。

まず、固定資産の購入による支出については、固定資産の取得という投資活動によるので、外部資金によるものを除きすべて投資活動による収支の状況に記載する。

また、運営費交付金の受入による収入については、運営費交付金は法人の業務活動のための財源として交付され、基本的には最終的に収益化されるべきものとして受け入れられるので、その全額を業務活動による収支の状況に記載する。

一方、寄附金の受入による収入については、附属病院における活動のうち外部資金による活動を除いた教育研究診療等活動における収支を明らかにするため、その全額を外部資金を財源として行う活動による収支の状況の区分に記載する。

なお、これらの4つの区分については、収支を法人の活動の性質毎に切り取って表示するためのものであり、各区分内で収支を均衡させなければならないといった規範性があるわけではない。